

令和 7 年度那覇市物価高騰対応生活応援事業（高齢者向け）に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、施行令第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知 念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 7 年度那覇市物価高騰対応生活応援事業（高齢者向け）
- (2) 履 行 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業 務 内 容 「令和 7 年度那覇市物価高騰対応生活応援事業（高齢者向け）」
業務委託仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和 7 年10月31日まで
- (5) 予 定 価 格 非公開（落札決定後に公開する。）
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 契 約 内 容 別添、契約書案のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 経営状態が著しく不健全であると市長が認めるものに該当しない者であること（公告日の3か月前から落札決定までの間に不渡り等を生じていないこと。）。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) 業務委託仕様書の内容を理解し、履行期限内に確実に遂行できる者であること。
- (8) 過去 5 か年の間に国又は地方公共団体との契約を 1 件以上締結し、その全てを誠

実に履行した者であること。

(9) 県内に本店、支店または営業所を有している者であること。

3 業務委託仕様書、様式等

業務委託仕様書および提出書類の様式等は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

4 入札参加申込書等の提出

入札参加希望者は、上記2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり、入札参加申込書及び関係書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに入札参加申込書等を提出しない者及び入札参加資格が認められなかった者は入札に参加することができない。

また、入札参加資格があると認められた者であっても入札参加資格を欠く事項等が判明した場合には、その入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出書類

次の①～⑧の書類を各1部提出すること。なお、提出様式の押印箇所には、代表者印（職印）を押印すること。

※④～⑦については発行日より3ヶ月以内のものとする。

① （様式1）入札参加申込書

② （様式2）契約履行実績報告書

※契約書の写し、契約を履行したことを証明できるもの（検査合格通知書）等を添付すること。

③ （様式3）誓約書

④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※写し可

⑤ 市町村税完納証明書（滞納のない証明書）

※本店所在地の市町村で交付 ※写し可

⑥ 営業証明書等の県内に本店、支店または営業所を有していることを証する書類

⑦ 印鑑証明書（原本） ※法務局で登録した代表者印のものを提出。また、入札のみならず契約においても全て印鑑証明書と同一の代表者印を使用すること。（⑧の使用印鑑届を提出する場合を除く）

⑧ 使用印鑑届（入札・契約関係書類において、印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合のみ提出）

(2) 提出期限

令和7年7月9日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

「11 お問い合わせ」記載の担当へ直接持参すること。

（平日午前9時～午後5時15分 ただし、正午～午後1時を除く）

※本庁舎駐車場は有料です。

(4) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格が不適格の場合のみ、令和7年7月11日（金）までに「入札参加資格確認通知書」を申請者あて通知する。

(5) その他

提出された申請書類は返却しない。

5 業務委託仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問期間 公告日から令和7年7月4日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（市指定様式）を下記メールアドレスへ送信。メールの件名は「令和7年度那覇市物価高騰対応生活応援事業（高齢者向け）」とすること。
- (3) 提出先 那覇市福祉部ちやーがんじゅう課 大城、上原
メールアドレス：naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp
※メール送信後は到達確認のために担当まで電話連絡すること。
電話 098-862-9010
- (4) 回答方法 令和7年7月8日（火）午後5時までに那覇市ホームページへ掲載
※質問の提出がない場合は、回答の掲載は行いません。

6 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

- (1) 入札開札日時 令和7年7月15日（火）午前10時
※入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投函が始まるまでの間はこの限りではない。
- (2) 入札開札場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎9階 901会議室
- (3) 入札方法 入札書（市指定様式）による紙入札
 - ① 入札書の記載額は、見積もった契約希望金額のうち消費税ならびに地方消費税を含めない金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって入札してください。
 - ② 入札書の内訳欄の「おこめ券調達」および「発送」の欄には、概算人数14,300人分として、その単価と金額、課税・非課税の別を記載してください。また「その他業務」の欄には、概算人数14,300人分として、その一式の金額、課税・非課税の別を記載してください。
 - ③ 業務委託仕様書の「4. 対象者及び概算人数」、「7. 精算方法」を確認の上、入札してください。
 - ④ 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - ⑤ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ⑥ 入札執行回数は、3回までとする。（入札書は3部準備すること。）
※詳細は「制限付一般競争入札心得」を参照
- (4) 必要書類
 - ① 入札書 ※市指定様式
 - ② 委任状（代理人が入札する場合） ※市指定様式。原本を持参すること。
※詳細は「制限付一般競争入札心得」を参照

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 委任状を持参しない代理人がした入札
- ③ 入札書が所定の日時までに提出されない入札。ただし、他の入札参加者の投函が始まるまでの間はこの限りではない
- ④ 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- ⑤ 入札者が他の者の代理を兼ね、または代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- ⑥ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑦ 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- ⑧ 入札書に記名押印（代表者印は印鑑登録届出印（使用印鑑届を提出している場合は使用印として届け出た印）、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- ⑨ 入札参加申込書提出の際に届出された、所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印といずれかが異なるとき
- ⑩ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- ⑪ 入札書の日付を欠いた入札、または入札の年月日と合わない入札
- ⑫ 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- ⑬ 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- ⑭ 郵送による入札
- ⑮ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定

- ① 入札の結果は、その場で読み上げて開示する。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効に落札した者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

7 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第4号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、その落札は効力を失い、違約金として入札金額の100分の5に相当する金額を那覇市に納付しなければならない。

9 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、違約金として見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を那覇市に納付しなければならない。

10 その他

- (1) 那覇市に提出された書類は、返却しない。
- (2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合において、入札及び開札の2時間前までに路線バスの運行が再開されないときは、入札ならびに開札は延期とする。延期後の日時は那覇市ホームページに掲載して通知する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、施行令、那覇市契約規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

11 お問い合わせ

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課 担当：大城、上原

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9010 FAX 098-862-9648

E-mail naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp